

平成19年(ネ)第522号

控訴人 大草一男 外1名

被控訴人 創価学会 外4名

## 控訴審準備書面1(控訴理由書1)

平成19年2月23日

東京高等裁判所民事第1部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 大 島 真 人

同 小 川 原 優 之

## 目 次

はじめに .....	3 頁
第 1 事実摘示の誤り.....	4 頁
第 2 判断の遺漏.....	4 頁
第 3 理由齟齬.....	5 頁
第 4 事実誤認.....	6 頁
1 はじめに.....	6 頁
2 梅澤訴訟・H訴訟における被控訴人Wの供述・証言の評価.....	8 頁
3 客観的証拠の恣意的な排除 桑原録音テープ.....	10 頁
4 荒唐無稽な事実認定 請求書とFAX文書.....	20 頁
5 帝国リサーチに対する送金.....	27 頁
6 平成3年5月号「妙観」等.....	40 頁
7 被控訴人らの真実性・相当性証明の不存在.....	46 頁
第 5 被控訴人Wの名誉毀損発言と消滅時効の起算点.....	49 頁
1 被控訴人創価学会及び被控訴人第三文明の継続的不法行為.....	49 頁
2 控訴人が、被控訴人Wの加害行為を知った時期.....	49 頁

はじめに

本件訴訟は、控訴人らが盗聴に關与しているとの被控訴人らの発言や記事に対し、名誉毀損による不法行為責任を求めることを中心とするものである。

被控訴人Wは、控訴人大草から盗聴の指示を受けたと繰り返し発言し、また被控訴人創価学会らは、創価新報などの記事で、控訴人らが盗聴を行ったと繰り返し書き立てたのである。これら被控訴人らの発言や記事は、控訴人らの社会的評価を低下させるものであり、控訴人らの名誉を毀損することは明らかである。従って、被控訴人らが、名誉毀損による不法行為責任を免れるためには、真実性・公共性・公益性・相当性や消滅時効などの抗弁事由を主張立証しなければならない。

しかるに原判決は、被控訴人Wの多数回におよぶ名誉毀損発言のうち、一部のみを不法行為として摘示してそれ以外を不法行為として摘示せず（第1 事実摘示の誤り）、さらに摘示した名誉毀損発言についても、抗弁事由の成否や不法行為の成否について全く判断していない（第2 判断の遺漏）。

また名誉毀損による損害賠償請求訴訟において、被控訴人Wが述べた名誉毀損発言の内容が真実であるかどうか（真実性）は抗弁事由であり、真実であることを被控訴人Wが証明する責任があるところ、原判決は、盗聴が「原告大草の指示によって行われたのかは、遂に確定し得ない」と判示しておきながら、「虚偽であったと断定することはできない」との理由で、控訴人らを敗訴させているのであり、理由齟齬は明らかである（第3 理由齟齬）。

そして原判決は、被控訴人Wについて真実性の証明がなく、また他の被控訴人らについては相当性の証明がなされておらず、被控訴人らが名誉毀損による不法行為責任を負うことが明らかであるにもかかわらず、証拠の評価を誤り、ひいては事実を誤認し、控訴人らを敗訴させたものである（第4 事実誤認）。

このように原判決は、到底考えられないような基本的な誤りを数多く犯しており、直ちに取り消されなければならない。

付言すると、原判決は、「事案の概要」中の「事実の骨子」（4頁）において、被控訴人Wの法廷外における名誉毀損発言の摘示が欠落していたり、「当事者等」の欄（同頁）に被控訴人創価学会が欠落しているなど、その杜撰さには唾然とせざるを得ない。

## 第1 事実摘示の誤り

1 原判決は、被控訴人Wの不法行為についての事実の摘示を誤っている。

被控訴人Wは、控訴人大草から盗聴の指示を受けたと繰り返し発言しているものであり、「名誉毀損の成否に関する当事者の主張」として原判決に摘示されているものは、下記の通りである。

(1) 「平成7年末から平成8年初めころにかけて、日蓮正宗渉外部長である秋元が住職を務める宣徳寺の電話を盗聴したテープを知人を通じて不特定多数の日蓮正宗関係者や被告創価学会の関係者に対し配布していた被告Wは、上記期間を通じて、被告Hを初めとする被告創価学会の会員ら不特定多数人に対し、原告らが梅澤、秋元の電話を盗聴した旨発言した。」(以下、「本件W発言1」という。17頁)

(2) 「平成8年2月ころ、被告Hに対し、梅澤や秋元の電話の盗聴について、原告大草が、『構うことはねえ、やっちまえ。猯下もご照覧だ』などと発言した、被告創価学会幹部の電話を盗聴したのは『妙観講』であるなどと告げた。」(以下、「本件W発言2」という。17頁)

(3) 「平成9年8月、同年9月ころの2回にわたり、被告報恩社の取材に対し、原告大草らが被告Wに対して梅澤宅や宣徳寺の電話を盗聴するよう指示していた旨告げたことがある。」(以下、「本件W発言3」という。19頁)

2 しかし原判決は、本件W発言1及び2については、「被告Wの不法行為」として摘示しているものの(17頁)、本件W発言3については、「被告Wの反論」として摘示するのみであり(19頁)、「被告Wの不法行為」として摘示していない。

主張は当事者のいずれの側から主張されたものであっても共通であり(主張共通)、本件W発言3は、被控訴人Wによる名誉毀損発言であって、「被告Wの不法行為」として摘示されるべきであるにもかかわらず、原判決は摘示していないのであり、明らかに事実摘示を誤るものである。

## 第2 判断の遺漏

原判決は、被控訴人Wの不法行為の重要な部分について判断を遺漏しており、取消を免れない。

原判決は、「被告Wの不法行為」として、

「(a) 平成7年末から平成8年初めころにかけて、日蓮正宗渉外部長である秋元が住職を務める宣徳寺の電話を盗聴したテープを知人を通じて不特定多数の日蓮正宗関係者や被告創価学会の関係者に対し配布していた被告Wは、上記期間を通じて、被告Hを初めとする被告創価学会の会員ら不特定多数人に対し、原告らが梅澤、秋元の電話を盗聴した旨発言した。また平成8年2月ころ、被告Hに対し、梅澤や秋元の電話の盗聴について、原告大草が、『構うことはねえ、やっちまえ。狛下もご照覧だ』などと発言した、被告創価学会幹部の電話を盗聴したのは『妙観講』であるなどと告げた。

(b) 被告Wは、原告らが盗聴に関与していないことを知りながら、W主張、供述をした。」(17～18頁)

と摘示しており、(a)が本件W発言1及び2を、(b)が被控訴人Wの「先行訴訟における主張、供述」(9頁)を指すものであるが、原判決は本件W発言1及び2について不法行為の成否を全く判断していないのである(118～124頁)。

また上述したように「被告Wの不法行為」として事実摘示していない本件W発言3についても、不法行為の成否を全く判断していないのである。

本件W発言1ないし3が、控訴人大草らの社会的評価を低下させ名誉を毀損するものであることは明らかであり、このような発言をした被控訴人Wが不法行為責任を免れるためには、真実性・公共性・公益性・相当性や消滅時効などの抗弁事由を主張立証しなければならず、また裁判所はこれらの点について判断を示さなければならない。にもかかわらず、原審裁判所は、本件W発言について不法行為の成否を全く判断しないまま、控訴人敗訴の判決を言い渡したのであり、判断の遺漏があることは明らかである。

### 第3 理由齟齬

被控訴人Wは、控訴人大草から盗聴の指示を受けたと繰り返し発言しており(本件W発言1ないし3)、これらの発言が控訴人らの社会的評価を低下させるものであって、控訴人らの名誉を毀損することは明らかである。

被控訴人Wの発言内容(控訴人大草から盗聴の指示を受けた等)が真実であるかどうか(真実性)は抗弁事由であり,被控訴人Wが,控訴人大草から盗聴の指示を受けたことについて証明責任を負っているのである。

控訴人らは被控訴人Wの発言が虚偽であると主張しているが,これは真実性の抗弁に対する先行否認であって,控訴人らが,被控訴人Wの発言が虚偽であることの証明責任を負っているわけではない。

原判決は,「本件全証拠によっても,本件盗聴が被告W独自の行為であったのか,原告大草の指示によって行われたのかは,遂に確定し得ない」(124頁)と判示しており,だとすれば被控訴人Wは真実性の証明に失敗したのであって,真実性の証明がない以上,被控訴人Wが名誉毀損による不法行為責任を負うことは明らかである。

にもかかわらず原判決は,「本件各盗聴が原告大草の指示に基づくものであるとの事実が虚偽であったと断定することはできない」(同頁)などと述べて,被控訴人Wの名誉毀損に基づく不法行為責任をすべて否定し去ったものであり,原判決の理由齟齬は明らかである。

#### 第4 事実誤認

##### 1 はじめに

(1) 原判決は,被控訴人Wについて,その発言内容(控訴人大草から盗聴の指示を受けた等)が真実であること(真実性)の証明がなく,また他の被控訴人らについては,相当性の証明がなされておらず,被控訴人らが名誉毀損による不法行為責任を負うことが明らかであるにもかかわらず,証拠の評価を誤り,ひいては事実を誤認し,控訴人らを敗訴させたものである。

すなわち原判決は,「被告Wの証言中には,表現振りから誤解を呼ぶ面があっても,特に客観的証拠と直接抵触し,記憶違いなどという弁明が通用しない部分は見あたらず,むしろ,基本的な話の筋は一貫しており,供述の本質的部分,基本的骨格においては,一貫しているといえることができる。」(98頁),「原告大草の関与のもとで各盗聴を実行したとの点については,一貫した趣旨,内容の供述をしていることもまた明白である。」(101頁)等と判示しているが,到底認めることはできない。

原判決は、客観的証拠を恣意的に取捨選択することによって「客観的証拠と直接抵触」しないと強弁し、また先行訴訟において最高裁を含む6つのすべての裁判所がいずれについても退けた被控訴人Wの荒唐無稽な「弁明」について、「弁明が通用しない部分は見あたらず」と全く特異で不当な判断を下しているのであって、証拠の評価を誤っていることは明らかである。

また原判決は、他の被控訴人について、「被告第三文明社、被告創価学会、被告報恩社、被告Hによる各記事の執筆又は掲載等の当時、原告らが上記盗聴に関与したと疑われるのはやむを得ない客観的資料が揃っており、被告Wその他の者からの取材等を含めて、上記疑いを補強する資料が相当数あったことからすると、上記各被告が原告らが盗聴に関与していると信じて各記事を執筆又は掲載等した行為は、真実と信ずるにつき相当な理由に基づくものというべきであり、違法性を欠くと解するのが相当である。」(120頁)等と判示しているが、明らかに「客観的資料」の証拠評価を誤っている。

さらに原判決は、被控訴人らの共謀を否定し(118頁以下)、H訴訟提訴の違法性を否定し(120頁以下)、被控訴人Wの先行訴訟における主張・供述の違法性を否定するが(121頁以下)、これらも被控訴人Wの証言等についての証拠の評価を誤り、ひいては事実を誤認したものといわなければならない。

- (2) そこでまず、先行訴訟において被控訴人Wの供述・証言(以下、被控訴人Wの供述等ということがある)が「到底信用できない」と繰り返し判断されたこと(下記2「梅澤訴訟・H訴訟における被控訴人Wの供述等の評価」)、原判決が客観的証拠を恣意的に取捨選択していること(下記3「客観的証拠の恣意的な排除 桑原録音テープ」)、原判決の認定によれば荒唐無稽な事実認定となること(下記4「荒唐無稽な事実認定 請求書とFAX文書」)、被控訴人Wが故意に事実と異なる供述をしていること(下記5「帝国リサーチに対する送金」)、妙観講の機関誌「妙観」等の記事は盗聴結果を反映したものとはいえず、かえって控訴人大草が盗聴テープを聞いたり、その反訳文を読んでいないことを示すものであること(下記6「平成3年5月号『妙観』等」)、被控訴人Wについて、真実性の証明がなされておらず、他の被控訴人らについても、真実性・相当性の証明がなされていないこと(下記7「被控訴人らの真実性・相当性証明の不存在」)について述べる。また、H訴訟盗聴テープの反訳文の問題点等については追って述べる。

## 2 梅澤訴訟・H訴訟における被控訴人Wの供述・証言の評価

- (1) 被控訴人Wの供述等は、下記に述べるとおり、これまでに最高裁まで含めれば実に6度にわたり、梅澤訴訟及びH訴訟においてその信用性を完全に否定されてきたものであって、到底信用することなどできないのである。
- (2) まず梅澤訴訟一審判決(甲1)は、「被告Wは、(中略)被告大草に罪をかぶせても平気であると発言するなど被告大草に対する敵がい心や悪意を顕わにしている。」(29頁)、「被告Wは、本件電話盗聴の事実を自認するに至る経過について、(中略)この点に関するWの主張や供述には一貫性がない。」(29~30頁)、「被告Wが本件電話盗聴を被告大草ないし同小川に指示されたという時期は、被告Wが妙観講の活動停止処分を受けた後で、しかも何らの地位の回復もないまま、翌平成4年2月に妙観講から除名処分を受けたその間のことであること、(中略)、このような時期に、被告Wの陳述のような会話を交わして、被告大草ないし同小川から本件電話盗聴の指示を受けたとすることは全く不自然である。」(30~31頁)、「被告Wは、被告大草及び同小川との過去の会話内容についても、一言一句正確に覚えているかのような逐語調の陳述書を作成している反面、(中略)本件電話盗聴の経緯にかかる基本的な部分について陳述書の内容を変遷させている。」(同頁)、Wは「桑原との会話について、そのような会話をしたかどうかとの質問に対し、全くないです、嘘八百、まがうことなき嘘ですなどと明確に事実と反する供述をしている」(同頁)、「本件電話盗聴に関する調査報告書、請求書はもとより、(中略)顕正会に関する領収書、Hに関する請求書においても、その宛名はすべてWとされていて、このような盗聴に関し、被告大草ないしその他の被告らの関与を示すような証拠は、被告Wの供述を除いては一切ない。」(同頁)、「学会の幹部であるHが、(中略)いわば自らの味方というべき学会側のスパイの名を告げたとすること自体不合理極まりなく、到底信じがたい。」(32頁)、「本件電話盗聴テープは、平成8年ころ、被告Wが所持していたものが、むしろ被告Wの意思により、十四夫の手にわたったものと推認でき、被告Wが被告大草に全てのテープを渡した旨の供述も信用することができない。」(同頁)、「以上のような事情を総合して考慮すれば、被告大草の本件電話盗聴の関与に関する被告Wの供述は信用し難いものというべ



きである。そして、他に、被告大草の本件電話盗聴の関与を認めるに足りる証拠はない。」(33頁)と判示した。

(3) また梅澤訴訟控訴審判決(甲24)は、「被控訴人帝国リサーチに対する支払いは、(中略)妙観講が被控訴人大草の指示の下に関与していたとは考え難く、むしろ被控訴人W個人において振込を行ったものと見るのが自然であるというべきであり、したがって、被控訴人大草の指示の下に上記各銀行振込を行った旨の被控訴人Wの上記陳述は、これを信用することが困難というほかない。」(15~16頁)、「『被控訴人Wが被控訴人大草に十四夫ら3名が学会側のスパイであるとの情報を報告したことから、被控訴人大草において被控訴人Wに対して本件電話盗聴を含め、八木信瑩主任理事及び秋元広学渉外部長に対する盗聴も指示した』旨の被控訴人Wの供述ないし陳述の信用性を肯定することは困難というほかない。」(21頁)、「本件電話盗聴が被控訴人阿部、同小川及び同大草の指示により行われたとする被控訴人Wの供述ないし陳述は信用することができない。」(22頁)と判示したのである。

(4) そしてH訴訟一審判決(甲25)もまた、「被告大草が次々とWに盗聴を指示していたとするWの供述は、直ちに措信し難いといわざるを得ない。」(29頁)、「本件盗聴分に関しては、盗聴を録音したテープも、料金の請求書もWが保管していたことが認められる。被告大草が指示し、被告大草が費用を出捐するのであれば、請求書もテープも被告大草に交付されるのが自然であるところ、Wがいずれも保管していたということは、本件盗聴がW個人によって依頼されたのではないかとの疑いを生じさせるものと言える。」(30~31頁)、「本件反訳書には、盗聴テープの内容からだけでは判明しない事項についてまで記載されていることに加え、(中略)本件反訳書の作成に当たっては創価学会の内部事情のみならず原告らの事情にも通じている者の関与が窺われる。以上によれば、本件反訳書が、被告帝国リサーチ及びW、又は日蓮正宗の関係者のみによって作成されたかについては疑問があるといわざるを得ず、本件盗聴が日蓮正宗による組織ぐるみの行為であるとする原告らの主張は採用できない。」(32頁)と判示したのである。

(5) さらにH訴訟控訴審判決(甲61)においては、「Wは、帝国リサーチを除く被控訴人らが共謀した上でWに上記盗聴をさせたと言っているが(中略)被控訴

人らに対して敵意を抱いていたことが容易に推認され、自らは本件盗聴についての控訴人らへの損害賠償義務を免れる内容の和解をした上で被控訴人らから本件盗聴を指示された旨を述べるWの証言は、証拠としての価値が極めて低いというべきである。」(3～4頁)とまで判示したのである。

(6)にもかかわらず、原判決は、極めて不当にも被控訴人Wの供述等を信用できると評価したのであって、証拠の評価を誤ったことは明らかである。

### 3 客観的証拠の恣意的な排除 桑原録音テープ

(1) 被控訴人Wの不法行為責任を認定するにあたり、最も重要な客観的証拠の一つは、被控訴人Wが真意を述べた会話の録音テープである。平成8年5月22日、被控訴人Wは、桑原年弘(以下「桑原」という。)との会話で、盗聴について、「大草に全部罪かぶせてね」「無実の者に罪かぶせたって。」などと述べており、その録音テープ(甲26の2。以下、桑原録音テープという)は最も重要な客観的証拠であるにもかかわらず、原判決は、「客観的証拠」として摘示することさえしていない(原判決は38～54頁にかけて「客観的証拠」を列挙しているが、桑原録音テープは列挙されていない)。ここに原審裁判所の極めて偏頗な姿勢が窺えるのであり、客観的証拠を恣意的に排除していると断ぜざるを得ない。

(2) 桑原録音テープには、次のような会話が録音されている。

控訴人大草について

被控訴人Wに対し、桑原が盗聴テープにつき「創価新報だったか何だったか、結構流れてるとか流れてないとか、ていうようなことが書かれていて、そんな感じになっているでしょう。素朴に考えたら、Wさんが、自分がしましたと、こうこうこういう形だからしたんですという、まずスタンスですよね。で、要はWさんが自分がしましたと、と言って、じゃあその…」と尋ねたのに対し、被控訴人Wは、「大草の命令によってやりましたと言ってるわけですね。」(以上、甲26の2・4頁)と述べその後、若干のやり取りがつづき、開き直るように「はっきりいえば、大草に全部罪かぶせてね、妙観講全部クビにして島流しにしてね、佐渡ヶ島の寺にでもやってね、それで、小川住職と僕で妙観の財産山分けにしていいわけですよ。平気なんですよ。そんなこと。無実の者に罪かぶせたって。」(同・10頁)などと述べている。

理境坊住職小川について

被控訴人Wは、「たとえだれであろうともね、何者であろうと、その人が慧妙の記事を信じているだけで、僕とすれば大謗法の間人なんで」（同・1～2頁）とした上で、「（小川が慧妙の）スタッフだっていうことになったらね、僕は小川住職を謗法だって言わなきゃならないんですよ。」（同・2頁）などと述べている。

日蓮正宗代表役員阿部について

被控訴人Wは「学会はね、おそらく猊下がからんでいることにしたいと思ってるでしょうけど、大草が、それは猊下がからんでいるようなことを言ったとしてもね、僕の知っている範囲では猊下関係ないですよ。」（同・3頁）などと述べている。

(3) この桑原録音テープから明らかな点は、第1に、被控訴人Wが、控訴人大草に対して極めて強い悪意を抱いていることであり、被控訴人Wが、盗聴の件について控訴人大草を意図的に巻き込もうとしたことは明白であって、控訴人大草の指示で盗聴をしたとの被控訴人Wの証言をそのまま信じることは到底できないというべきである。

(4) 第2に、このテープのやりとりを素直に読むならば、桑原録音テープにおける被控訴人Wの発言は、控訴人大草は本当は盗聴の指示などしていないが、盗聴の指示をしたことにして罪をかぶせる、ということの意味するとしか解されない。

すなわち被控訴人Wは、桑原の「Wさんが自分がしましたと、と言って、じゃあその...」（甲26の2・4頁）との発言を途中で遮り、「大草の命令によってやりましたと言ってるわけですね」（傍線は、控訴人ら代理人ら）と述べ、その後の会話の流れの中で、「はっきりいえば、大草に全部罪かぶせてね、（中略）平気なんですよ、そんなこと。無実の者に罪かぶせたって。」（同・10頁）と述べているのである。

この一連の被控訴人Wの発言を素直に読めば、自らが控訴人大草の命令によってやりましたと言っているのは、事実と反することであるが、無実の控訴人大草に全部罪を被せたって平気である、という趣旨を述べているものであると読める。

つまり、被控訴人Wは、このテープのやりとりにおいて、本件盗聴が控訴人

大草の指示によったものであるという自らの言明(言っていること)が虚偽であることを自白した上で、その正当性について独自の見解を述べているものと解すべきであり、本件盗聴を控訴人大草の指示により行なったとする被控訴人Wの先行訴訟を含む法廷供述との間で明白な自己矛盾を来している。

桑原録音テープは、被控訴人Wの法廷供述の本質的部分・基本的骨格と直接抵触する客観的証拠というべきである。

他に読みようがないほど明確な発言であるが、被控訴人Wは、この発言の意味についても、言い訳を重ね、しかもその言い訳が変転している。

まず、被控訴人Wは、H訴訟において、

「(W発言)大草一人に罪をかぶせてもいいというふうな意味合いで、本当は大草も私に指示をした人間ですし、小川住職もそれを了解した人間ですから、また日頭上人猥下も、それに関与していると私は確信しているわけですから、問題はないんですけれども、結局、ここで言っている言葉は、大草一人に罪をかぶせてもいいということ(以下、略)」(甲139・65頁)

と証言した。つまり、控訴人大草を含む複数の関係者がいる中で「大草一人」に罪を被せるという意味であると主張していたのである。

しかし本件訴訟の一審においては、全く違う意味づけをするに至った。

「裁判官 平成8年5月頃に、桑原さんという方と会話をされて、無実の者に罪をかぶせたってという発言をあなたがされたというのが問題になっているってことは覚えていますか。

W その後、ちょっと裁判の中で問題になったことはあるんですが、大草氏が無実ということは、そういうような言い方はしてないつもりなんです。結局、決していいことではないんですが、これはもう妙観講がやってきたことですから、余りにも桑原氏が大草氏に傾倒し、妙観講は立派な団体だっというようなことを言うもんですから、私も非常に腹が立って、ほかの妙観講員にだって責任はあるんだから罪かぶしたっていいんだというぐらいの気持ちで、確かにちょっと口は滑って、余りよくないと思うんですが、そういう意味だと思いま

す。」(W本人尋問・10頁)

この供述自体支離滅裂であるが、「他の妙観講員」に罪を被せたっていいという趣旨だったというのである。

これは被控訴人創価学会の主張にあわせて、同Wが、供述を変えたものに他ならない。つまり、被控訴人創価学会の

「原告大草は盗聴について無実であり、無実の大草に罪をかぶせてもよいという話をするはずがない。

それまでのやり取りの流れや、上記Wの発言自体を子細に見れば、ここでWが述べているのは、……『盗聴に関わっていない無実の者に罪をかぶせても、佐藤せい子とか、中林とかには罪があるけれども、それ以外の無実の妙観講員に罪をかぶせても平気である』……という趣旨であり(以下、略)」(平成16年9月30日付被告創価学会準備書面(9)・21~23頁)

との主張に合わせて、被控訴人Wは梅澤訴訟やH訴訟で述べたことのなかった新たな言い訳を述べたのである(このような言い訳に信用性がないことは勿論であるが、被控訴人Wは、被控訴人創価学会の入れ知恵に沿う形で供述の変更を行なっているのであり、ここに、被控訴人Wと相被控訴人らとの強い協力関係が推認されるのである。とくに被控訴人Wは、H訴訟において、早々に自らは損害賠償義務を免れる内容の和解をした上で、控訴人大草から盗聴を指示された旨を述べているのであり、被控訴人Wが被控訴人Hらと協力関係にあることは明らかである)。

しかし、この「他の妙観講員」に罪を被せたっていいという趣旨であるとの、被控訴人創価学会の主張や被控訴人Wの原審での供述は、桑原録音テープに客観的に記録されている会話内容との隔たりが余りにも大きく、牽強付会の弁疏と言わなければならない。

被控訴人Wは、桑原との会話中、興奮してつい口をすべらせ、真実(控訴人大草は本当は盗聴に関与していないが、盗聴を指示したことにして罪をかぶせてやる)を述べてしまったのである。

この被控訴人Wとの会話の際の状況について、桑原は陳述書において次のように述べている。

「平成8年、今回の盗聴事件とやらが、学会系怪文書『勝ち鬨』で大々的に書き立てられました。また、盗聴テープなるものも、あちこちの正宗寺院にバラまかれました。

そのテープに同封してあったという手紙（差出人名のない怪文書）や、『勝ち鬨』の内容によれば、“大草講頭がW氏を使って電話盗聴した”というような筋書きでした。

釈然としない想いでしたので、いずれW氏にも直接聞いてみようと思った私は、平成八年五月下旬、二度にわたってW氏と電話で話しました（一度は私の方からかけた五月二十二日の電話、二度目はW氏の方からかけてきた五月二十四日の電話です）。（中略）W氏は、話の途中で次第に饒舌になり、

『はっきり言えば、大草に盗聴の罪をかぶせて妙観講をつぶし、小川住職と僕で妙観講の財産を山分けするんです。無実の者に罪をかぶせることくらい、平気ですよ』

と述べ、“無実の大草氏に盗聴という罪をかぶせて陥れ、妙観講をつぶして、その財産を住職と自分で山分けする”という計画を語りました。W氏がなぜ、こんな重大な事をしゃべったのか、という点ですが、おそらく、この時期は、まだ“盗聴事件ストーリー”ができて間もない頃で、充分、板についていなかったW氏が、『大草が自分を使って盗聴した』と吹聴する一方で、つい、口をすべらしてしまったのだと思います」（甲141、乙ホ167・2～3頁）

まさにこのような状況で、被控訴人Wは、つい口をすべらして真実を漏らしてしまったのである。

（5）第3に、この桑原録音テープをめぐる被控訴人Wの証言は、同人が意図的に嘘を述べる人間であることを明らかにしている。

まず被控訴人Wは、この録音テープが法廷に証拠として提出されるまで、そのような発言自体をしたことはないと頑強に否定し続けた。

被控訴人Wは、梅澤訴訟一審において、桑原録音テープが証拠として提出される前に、テープにあるような会話をしたかどうかとの質問に対し、次のように供述したのである。

「被告訴訟代理人

それからもう一つ重要なことは、本件盗聴については狛下も関係ないし大草も関係ないですよと、大草に盗聴の罪をかぶせて、妙観講を潰し、小川住職と僕で妙観講の財産を山分けするんです。

W

そーんな…。

裁判長

質問の途中黙って。

被告訴訟代理人

無実の者に罪をかぶせることくらい平気ですよ、こういう会話の内容がちょっとあるんですが。

W

それは嘘八百ですね。

被告訴訟代理人

嘘なら嘘でいいんです。そういうことはない。

W

まがうことなき嘘です。

被告訴訟代理人

そういう会話は無い。

W

そういう会話はしておりません。」（甲135・13～14頁）

被控訴人Wは、「本件盗聴については狛下も関係ないし大草も関係ないですよと、大草に盗聴の罪をかぶせて妙観講を潰し、小川住職と僕で妙観講の財産を山分けするんです。」との発言をしたことがないかと質問され、「そういう会話自体をしていない」という意味で「嘘八百」とか「まがうことなき嘘です」と述べて、否定したのである。

しかし、まさに「大草に盗聴の罪をかぶせて」という会話をしていたことは桑原録音テープにより明らかなのであって、被控訴人Wは意図的に嘘をついているのである。

被控訴人Wは、この尋問の際、桑原との会話テープが証拠として提出されて

いなかったことから、「嘘八百」とか「まがうことなき嘘です」とまで述べて、否定したのである。

この尋問終了後、桑原録音テープが証拠として提出され、梅澤訴訟の一審判決は、「被告Wは、被告大草と戦うことが被告日蓮正宗を守ることだと思っていた、被告大草を個人的に批判している、法廷でもこのような姿勢で証言をしているなどと述べ、また、前記3(1)ケのとおり、被告大草に罪をかぶせても平気であると発言するなど被告大草に対する敵がい心や悪意を顕わにしている」(甲1・29頁)「前記3(1)ケの桑原との会話について、そのような会話をしたかどうかとの質問に対し、全くないです、嘘八百、まがうことなき嘘ですなどと明確に事実と反する供述をしている部分も認められる。(中略)このような盗聴に関し、被告大草ないしその他の被告らの関与を示すような証拠は、被告Wの供述を除いては一切ない。」(同・31頁)「以上のような事情を総合して考慮すれば、被告大草の本件盗聴の関与に関する被告Wの供述は信用し難いものというべきである。そして、他に被告大草の本件電話盗聴の関与を認めるに足る証拠はない」(同・33頁)と認定し、被控訴人Wの供述の信用性を否定したのである。

そして被控訴人Wは、H訴訟で桑原との会話テープが証拠として提出され、あらためて、自身の「嘘八百」「まがうことなき嘘」供述について追及されると、

「W

桑原氏とは感情的な対立がありましたので、申し訳ないことなのですが、名前を聞いた瞬間に感情的になって、そういう言い方をしてしまいました」(甲139・36頁)

「被告訴訟代理人

事実と反することが分かった上で、興奮して言ってしまったということですね。

W

興奮のあまり、言ってしまいました。」(同・46頁)

と述べている。

前述したように、被控訴人Wは、「本件盗聴については猥下も関係ないし大



草も関係ないですよと、大草に盗聴の罪をかぶせて、妙観講を潰し、小川住職と僕で妙観講の財産を山分けするんです。」「無実の者に罪をかぶせることくらい平気ですよ」との発言をしたことがないかと質問され、このように極めて重要な点について、事実に反することと知りながら「興奮のあまり、(嘘八百、まがうことなき嘘と)言ってしまいました」と自白したのであり、被控訴人Wが法廷で虚偽を述べたことは明らかなのである。

結局、被控訴人WはH訴訟における尋問で、桑原に対して、無実の控訴人大草に罪をかぶせることは平気だという意味の発言をしたことを認めたのであった。

ところが被控訴人Wは、梅澤訴訟の控訴審においては、この「嘘八百」とか「まがうことなき嘘です」と述べた点につき、それは大草代理人弁護士による誤導尋問の結果であるとの言い訳をした。

梅澤訴訟の控訴審において、被控訴人Wは、平成14年7月15日付の準備書面で次のように述べている。

「被控訴人が『それは嘘八百ですね』と証言したのは、大草代理人が『大草も関係ないですよ』と言い、それに続けて、その『大草も関係ないですよ』という前提に基づき、『無実の者』つまり大草へ『罪をかぶせることくらい平気ですよ、こういう会話の内容がちょっとあるんですが』と質問されたからであって、訴外桑原との会話自体を否定しているものではなく、被控訴人Wが事実に反する供述をしているとの原判決の判断は、証言の流れを読み取り違えている」(甲140・4頁)

等と述べ、誤導尋問の結果であると主張したのである。

しかし、繰り返し述べてきたように、被控訴人Wは、「本件盗聴については猥下も関係ないし大草も関係ないですよと、大草に盗聴の罪をかぶせて、妙観講を潰し、小川住職と僕で妙観講の財産を山分けするんです。」「無実の者に罪をかぶせることくらい平気ですよ」との発言をしたことがないかと質問され、質問の意味を十分に理解した上で、「そういう会話はない」という趣旨で「嘘八百」とか「まがうことなき嘘です」と述べたのであり、被控訴人Wが意図的に虚偽を述べたことは明らかである。

だからこそ、梅澤訴訟の控訴審判決は、この被控訴人Wの主張を一蹴してい

るのである。

「被控訴人Wは、桑原に対し、『はっきりいえば、大草に全部罪をかぶせてね、妙観講全部クビにして島流しにしてね、佐渡ヶ島の寺にでもやってね、それで、小川住職と僕で妙観の財産山分けにしていわけですよ。平気なんですよ。そんなこと。無実の者に罪かぶせたって。』と述べたこと、しかし、被控訴人Wは、原審本人尋問において、桑原との間で、上記のような会話をしたか否かの質問に対して、『それは嘘八百ですね。』『まがうことなき嘘です。』と供述していることが認められるところ、この点について、控訴人は、『原判決は、被控訴人Wが、桑原との会話について、「嘘八百」「まがうことなき嘘」と明白に事実と反する供述をした旨認定したが、被控訴人Wが原審において上記のように供述したのは被控訴人大草の訴訟代理人の誤導尋問によるものである』旨主張するが、被控訴人Wは、別件訴訟において、桑原との間の上記会話の内容を認識していたにもかかわらず、本件訴訟の本人尋問において、これを『まがうことなき嘘』と否定して事実と反する供述をしたことを自ら認めていることが認められるから、上記供述が被控訴人大草代理人の尋問により誤導されたものであるとの控訴人の上記主張は採用することができない。

以上からすれば、本件電話盗聴が被控訴人阿部、同小川及び同大草の指示により行われたとする被控訴人Wの供述ないし陳述は信用することができない」（甲24・21～22頁）

と判示し、誤導尋問の結果であるとの主張を退けたのである。

このように、桑原録音テープについての嘘や言い訳が全く通用しなかったため、被控訴人Wは、原審供述において、従前と意味の異なる新たな言い訳を、それも被控訴人創価学会の入れ知恵に沿って述べるに至った。それは前示のとおりである。こうした経過を見れば、被控訴人Wが、法廷においても平気で嘘を重ねる人間であることは明らかである。

以上のことから明らかなように、被控訴人Wは控訴人大草が盗聴に関与していないことを認めているのである。

さらに盗聴の録音テープが流れた経緯についても、被控訴人Wは、意図的に嘘をついたことを自ら認めている。

「被告訴訟代理人

これは、平成8年5月22日に、あなたと桑原さんとが会話された録音テープの反訳書ですが、この4頁の終わりから5行目、桑原さんが、「じゃあ、そのテープがですね、流れるということは、どこから流れるんですか」と言ったら、あなたが「テープですか。明確に一番末端のところからね、末端がだれかということは何とも言えません、僕は複数の法華講員の有力な人ですよ、に、配ってますよ」と言い、桑原さんが「盗聴したテープをWさんが渡したから、流れてるわけ」と聞かれて、あなたが「そうです。」と、答えておられますね。

W

そうです。一人で流せないというふうに言っています。

被告訴訟代理人

こういうふうに、あなたが桑原さんとの間で会話されたことは、間違いはないですか。

W

恐らくしたと思います。

被告訴訟代理人

別件の、梅澤さんに関する事件のときに、あなたは遠藤弁護士からの質問に対して、今、お示したような会話を、したことがないんだということを、法廷でご証言なさっておられるんですが、それは記憶がありますか。

W

あります。」（甲139・35～36頁）

被控訴人Wは、梅沢訴訟においては、当初、「原告梅沢十四夫氏の電話盗聴テープを次々と被告帝国リサーチから妙観講本部に持ち帰りました。これらの電話盗聴テープは被告大草氏が、『猥下にお見せしなければいけない』ということで、ことごとく私から取り上げました。」（甲142、乙ホ14・193頁）「これらの原告梅沢宅の電話盗聴テープは、被告大草が、『猥下にお見せしなければいけない』という理由で、ことごとく被告Wから取り上げた」（甲

137, 4頁)と繰り返し陳述・主張して、盗聴テープは全て控訴人大草に渡したので、それがどこから流れたのか自分には分からない、としていたのである。

しかるに、その盗聴テープは、実際は被控訴人W自身において所持しており、それを自ら各方面へ流した、ということを目白した桑原録音テープ中の発言について追及されるや、一旦は全面否定したものの、動かぬ証拠の桑原録音テープを突きつけられて、ついに自身の嘘を認め、法廷で虚偽の供述をしたことを認めたのである。

(6) 第4に、桑原録音テープにおいて、被控訴人W自身、「僕の知っている範囲では猥下関係ないですよ。」(甲26の2・3頁)と述べており、このことは日蓮正宗が盗聴に関与していないことの明確な証拠である。そして、「本山」と記載のあるFAX文書(甲143, 乙口3, 乙八8, 乙ホ2)について、この文書から言えることは、せいぜい被控訴人Wが「本山」という言葉を帝国リサーチの塩谷に対し使ったらしいということだけであり、その被控訴人W自身が「僕の知っている範囲では猥下関係ないですよ。」と述べていることは、「本山」との記載が日蓮正宗の盗聴への関与を意味するものではないことの重要な証拠となるのである。

#### 4 荒唐無稽な事実認定 請求書とFAX文書

(1) 原判決の事実認定は、荒唐無稽であって、常識的にあり得ないような物語を前提とするものである。

すなわち、原判決は、帝国リサーチ塩谷作成名義の被控訴人W宛の平成4年1月22日送信のファクシミリ文書(以下、「本件FAX文書」という。甲143, 乙口3, 乙八8, 乙ホ2)の「メモを入れずに申し訳ありませんでしたが、この件(2,354,580円)の請求書分は、本山に出すので正規の料金で請求書を作成して欲しいとの事で、前回お渡し致しましたが、勿論、そちら様から頂く時は、45%引きです。差し引いた金額のものをFAXで送ります」との記載について、「本件FAX文書には、『本山』として日蓮正宗大石寺を指すと解される記述があることなど前示の各事情を総合すると、各盗聴が被告Wの単独で行われたと認めるのは困難であり、原告大草、原告妙観講が関与していたと疑うこと

には相当な理由がある」(112頁)と判示しているが、甚だしい誤りである。

前記「3,(6)」で述べたとおり、本件FAX文書の「本山」の記載から言えることは、せいぜい被控訴人Wが「本山」という言葉を帝国リサーチの塩谷に対し使ったらしいということだけであり、しかも桑原録音テープには、被控訴人W自身が「僕の知っている範囲では猥下関係ないですよ。」と述べているのであって、「本山」との記載が日蓮正宗の盗聴への関与を示すものではないことは明らかである。

そもそも盗聴の対象となった秋元広学は日蓮正宗の末寺である宣徳寺の住職であるばかりでなく、日蓮正宗渉外部長の要職を占め、当時は100件余にも及んでいた被控訴人創価学会側を相手とする訴訟の最高責任者であった。また八木信瑩は、日蓮正宗の本山である大石寺の塔中・妙泉坊の住職であるばかりでなく、日蓮正宗総本山大石寺主任理事という枢要な職責にあった。

このように日蓮正宗ないし大石寺の中枢部にいた最高幹部である両名について、被控訴人Wが被控訴人Hから聞きかじった、さしたる根拠もない憶測から両名に創価学会のスパイの疑いがあるなどとして、750年余の歴史をもつ日蓮正宗大石寺が、すでに妙観講内で幾度かに亘って処分を受けて信頼を失墜していた被控訴人Wに、かかる重大かつ深刻な任務を与えることなど、およそあり得ないことである。まさに荒唐無稽というほかはない。

またこの本件FAX文書にある「本山」が日蓮正宗大石寺を指すとすれば、被控訴人Wは、梅澤方電話盗聴について日蓮正宗が費用を負担すると帝国リサーチに述べていたことになる。万一発覚すれば電話盗聴という犯罪となり、大変なスキャンダルとなるであろう梅澤方電話盗聴について、盗聴を指示した者が、自らの名を明かすことを被控訴人Wに許すとは到底考えられず、また被控訴人Wも盗聴を指示した者の名を簡単に帝国リサーチに明かす筈がない。むしろ被控訴人Wは、盗聴の真実の依頼者を隠して、「本山」という表現を使ったものと推測されるのである。

(2)また本件FAX文書とあたかも関連しているかのように扱われている下記 ないし の4通の請求書にしても、本当に帝国リサーチが発行したものなのか、また盗聴に関する費用を請求したものであるのか甚だ疑わしい。

宛名の記載のない請求金額「235万4580円」の平成3年12月9日付

請求書（「本件請求書1」。甲144，乙口1，乙八9，乙二39の4，乙ホ1の1）

被控訴人W宛の請求金額「241万6290円」の平成3年12月9日付請求書（「本件請求書2」。甲145，乙口2，乙八10，乙ホ1の2）

被告W宛の請求金額「109万3509円」の平成3年12月9日付請求書（「本件請求書3」。甲146，乙二39の1，乙ホ191）

被告W宛の請求金額「125万8196円」の平成4年1月20日付請求書（「本件請求書4」。甲147，乙八11，乙二39の5）

本件請求書1，2，4には「梅沢の件」とあたかも盗聴に関する費用の請求書であるかのような記載があるが，実際に被控訴人Wから帝国リサーチの銀行口座に送金された記録とは，全く合致していないのである。従って，これらの請求書は，実際の送金とは全く別の意図・目的のもとで作成された可能性が高い（しかも実際の送金を知らなかった者によって作成された可能性が高い）。

すなわち，実際に送金された三和銀行新宿支店の預金取引明細書（甲148，乙八7）によれば，

- a 平成3年8月7日，「W」から71万2245円が送金されている。
- b 平成3年12月12日，「W」から370万8000円が送金されている。
- c 平成4年2月25日，「W」から362万円が送金されている。

他方，本件請求書2によれば，平成3年12月9日付け請求金額は「241万6290円」であり，bとは対応しておらず，また本件請求書4によれば，平成4年1月20日付け請求金額は「125万8196円」であって，cとは対応していないのである。

一体これは何を意味しているのであろうか。結局，これらの本件請求書なるものは，大変巧妙に作成されてはいるものの，盗聴の費用として「W」から帝国リサーチに送金された金額とは何の関連性もないということに外ならない。

さらに，不自然な点がある。

実際の送金の日が，cは平成4年2月25日だという点である。この日は，被控訴人Wの除名処分を決定した「妙観講最高役員会議」の「本部通達」（甲149，乙ホ106。）が出された日なのである。この「本部通達」によれば，

「妙観講最高役員会議は，今般，元理事『W』の除名処分を決定いたしましたし

た。除名に至る事由は左記のとおりです。

W・元理事は、昭和五十八年頃より、しばしば信仰を崩し、役職を利用する形で、多数の女子講員を騙して傷つける等の不行跡があったため、昭和六十二年、訓告処分および役職解任に処されました。（中略）

平成二年暮れ、そうした、彼の不行跡や信仰の慢心を指摘する声が講中内部で出始め、事態を重くみた講頭が、再三、本人を呼んで糾しましたが、『絶対にそのようなことはありません。大丈夫です』との答えであったため、日有上人『化儀抄』の定めに随い、凡智による裁定を避けて仏智に任せ、ひとまず様子を見ていくことにしました。

しかるに、仏智空しからず、一ヶ月ほどの間で、彼の不行跡が、単なる噂ではなく事実であると判明したのです。本人に糾すと、その事実を認めため、平成三年一月、指導教師御住職の意を体し当役員会議は、Wを戒告処分に付し、併せて一切の役職を剥奪することを決定、二月一日に通告いたしました。さらに、その後、三ヶ月ほどの間に次々新事実が判明、それは、Wに騙され著しく傷を負った女子講員は、直近の一年間だけでも何と十余名に及び、しかも、その悪業を隠ぺいするための巧妙な工作や口封じがなされていたこと、また、被害者の講員達はいずれもWから講中役員に対する悪口・批判をもっともらしく聞かされていたこと、講則で禁じられている講員からの金品の借用まで行っていたこと等々、とうてい『戒告』ではすまされるはずのない内容だったのです。

そこで、当役員会議は、Wの戒告処分を、除名の次に重い活動停止処分(但し、御講などの行事だけは参加を許す)に繰り上げ、厳しく反省を促しました。

最初の処分以降、この決定に至るまでの数年間、何とか本人の信仰を立ち直らせようと、指導教師の御配慮もあって、わざわざWを小金井本部に隣接するアパートに住ませ、暁鐘編集室に勤務させて、副講頭を中心にWの監督・善導に意を尽くしましたが、それもことごとく逆恨みと誹謗の種になるなど、まったく徒労に終わってしまいました。

また、被害にあった多数の同志・後輩達の、耳朶に残るような泣き声、苦悩の声を想えば、この事実関係を明からさまにして重ねてその人達の心を傷

付けることはできない、との指導教師・講頭の意向により、処分の詳しい事由を公表しないでおりました。

しかるに、いまだ罪も許されておらぬのに、Wの不行跡・悪業が、相変わらず継続していることが判明しました。

念のため、去る二月二十三日午後、約三時間にわたって講頭が本人に糾し釈明を求めましたが、事実を否定する何らの釈明もなかったため、最終的に首文のとおり、Wの除名処分を決定した次第です。（中略）

以上、通達いたします。

平成四年二月二十五日

妙観講最高役員会議」

とあり、被控訴人Wが、正式に除名処分となった日なのである。

なお、被控訴人W自身が、梅澤訴訟のW陳述書（甲142，乙ホ14・201～204頁）において、

「平成四年二月二三日には私は被告大草氏から妙観講本部に呼ばれ、被告大草氏の専用室で話をしました。（中略）

私は同月二五日付で正式に妙観講を除名処分となり（これはあくまで被告大草氏の主張で私は認めておりませんが）、被告小川師が住職をする理境坊の直屬信徒となりました。」

と述べているところとも合致している。

すなわち、この日は、被控訴人Wが妙観講を除名された日なのである。被控訴人Wは、妙観講の資金を盗聴費用として帝国リサーチに送金したと供述してきたが、除名という決定的な処分を下された当日に、多額の資金を動かせるはずはない。このことはむしろ、帝国リサーチへの送金原資が妙観講等以外から出ていることを強く窺わせる証拠である。

(3) このように本件FAX文書にしても本件請求書にしても、盗聴の費用に関わる証拠足りうるかと言えば、極めて疑問と言わざるを得ないのである。

本件請求書は、帝国リサーチに対する実際の送金日に合っていないこと、本件請求書1ないし3は、同一の日付であるが、何故に同じ日にこのような三通もの類似の請求書が出されたのか合理的な説明があるとは言えず、却ってこの請求書作成者は真実の請求内容に則したものであるか否かに拘わらず、どのような請求



書でも作成する人物であることが窺われるのであり、かような人物の作成による本件各請求書は、いずれも信用し難いこと、本件請求書1には宛先の記載もないこと、実際の送金日には被控訴人Wが除名された日も含まれていることからして、本件請求書や本件FAX文書から、原判決のように「原告大草、原告妙観講が関与していたと疑うことには相当な理由があるべきである。」(112頁)などとは到底言えないのである。

本件FAX文書の「本山」の記載と、本件請求書の記載から、日蓮正宗が盗聴資金を出し、控訴人大草を通じて被控訴人Wに盗聴を命じ、同人が帝国リサーチに盗聴を実行させたという物語を作り出すことは、あまりにも荒唐無稽であって、実際の送金記録や被控訴人Wの除名された時期といった客観的証拠に照らせば成り立つ筈がない。

だからこそ、H訴訟の一審判決は(なお、以下には、先行訴訟の判決が引用する各書証番号につき、本件訴訟で提出されている書証番号を参考のため[ ]として引用者注として付記することとする)、

「平成3年12月当時、既にWは妙観講の中で活動停止処分を受け、信頼を失っていた時機であり、しかもWの供述には不自然な点が多いことに鑑みれば、上記ファックス文書の記載から、直ちにWが真実、被告大石寺に対し請求書を交付する意図であり、また、その支払いを求め得る立場にあったと推認することについては、なお合理的な疑いが残ると言わざるを得ない。そして、これらの請求書は、別件盗聴事件に関して発行されたもので、本件盗聴分を含む他の請求書、領収書はいずれもW宛に発行されていること(甲14【**本件甲150,乙八5**】、27【**本件甲151,乙口35,乙八6,乙ホ51**】、乙口71【**本件甲146,乙八39の1,乙ホ191**】、72【**本件甲147,乙八11,乙ニ39の5**】、76【**本件甲152,乙口36,乙ニ1**】)、本件盗聴に関しては、被告大石寺との関係を窺わせる文書は存しないことなどを勘案すれば、上記の事実によっても、本件盗聴に係る費用が被告大石寺又は被告阿部から支払われることが予定されているものとまでは認められず、また、本件盗聴費用が被告大草から直接、又は被告大草ないし被告小川を介してその背後者である被告大石寺又被告阿部において出捐したとも認めることはできない。」(甲25・25頁)

と極めて正当な判断を下したのである。

(4)ところが原判決は、何ら証拠を精査検討しないまま「本件FAX文書には、『本山』として日蓮正宗大石寺を指すと解される記述がある」(112頁)と判示したばかりか、「『妙泉坊の件』につき、原告大草本人は、盗聴検査の依頼であるとしつつ、原告大草自身が依頼した旨供述しているところ、その費用の請求は、梅澤に対する盗聴の請求書と一体として、被告W宛に出されているのであって、原告大草が他の盗聴についても関わっていることは疑うに十分である。」(同頁)とまで判示している。

しかし、これもまた杜撰で一方的な証拠評価であって、H訴訟の一審判決が指摘するように、

「『妙泉坊の件』についても被告帝国リサーチに直接依頼したのはWであったこと(乙イ1【**本件甲153, 乙八16**】、証人F)、Wは特別会員契約を締結する以前から被告帝国リサーチに調査依頼することがあったこと(甲41【**本件甲154, 乙口33, 乙二29の2, 乙ホ47**】)が認められる。これらによれば、被告帝国リサーチとしては、以前からWより依頼を受けて調査等を行っていたところ、『梅沢の件』も『妙泉坊の件』もWから依頼を受けたため、両者をW宛の請求書に記載したということも十分考えられる。したがって、甲第44号証【**本件甲145, 乙口2, 乙八10, 乙ホ1の2**】において別件の盗聴と『妙泉坊の件』が同一の請求書に記載されているからといって、直ちに、別件の盗聴事件が被告大石寺又は被告阿部の依頼に基づいて行われたとはいえず、本件盗聴が同被告らの依頼に基づくものであるとも推認できない。」(甲25・26頁)

のであり、このことは控訴人大草についても全く同様なのである。

## 5 帝国リサーチに対する送金

(1)梅澤・H訴訟における被控訴人Wの振込銀行に関する供述や証言ほど変遷したものはない。大室弁護士が銀行に赴いて聴取した調査報告書(甲155)という客観証拠をつきつけられ、被控訴人Wは、その都度、供述等を変遷させ、最後のH訴訟の反対尋問において、ついに答えられずに支離滅裂な証言で終わったのである。

( 2 ) 被控訴人Wの送金に関する偽証

被控訴人Wは、当初、帝国リサーチへの送金は、妙観講の佐藤せい子や中林由子が小金井の妙観講本部近くの銀行から振込んでいたと主張し、被控訴人Wが振込んだなどとは主張していなかった。

次いで被控訴人Wは、小金井の妙観講本部において中林由子を介して佐藤せい子から現金を受け取り、監視役の佐藤に付き添われて小金井駅前の銀行に行って振り込んだ、と供述した。

ところが、実際の振込銀行は、下記のとおり、3件とも西荻窪の銀行だったのである。

すなわち三和銀行新宿支店の預金取引明細書(甲148,乙八7)によれば、

- a 平成3年8月7日、「W」から71万2245円が送金されている。
- b 平成3年12月12日、「W」から370万8000円が送金されている。
- c 平成4年2月25日、「W」から362万円が送金されている。

そして、三和銀行新宿支店の預金取引明細書中で、「W」名で送金された事実は上記a, b, cの3回のみしかない。これこそが客観的証拠である。

上記預金取引明細書は、梅澤訴訟で梅澤側申出にかかる三和銀行への調査嘱託申立(甲166)に応じて提出されたものである。この調査嘱託申立の内容は、

「調査事項

平成1年2月1日から平成4年12月31日までの間に三和銀行新宿御苑前支店における被告株式会社帝国リサーチ名義の口座への、日蓮正宗、阿部日顕、大石寺、理境坊、小川只道、大草一男、中林由子、佐藤せい子、妙観講、W名義での入金の経過」

というものであるから、三和銀行新宿御苑前支店への「W」からの入金は、平成元年2月1日から、平成4年3月1日までの間、上記3回の振込み以外は一切ないことは明白である。

これらの送金がどこからなされたかは、調査の結果、「W」名義での振り込みは、東海銀行西荻窪支店、さくら銀行西荻窪支店、富士銀行西荻窪支店であったことが判明している(甲155)。いずれの振り込みも西荻窪支店からの送金だったのである。

原判決は、97頁以下で被控訴人Wの供述に対して、

「陳述記載、供述の時期が、当該の出来事から何年も、ときとして10年以上経た後であっても、しかも、特異な非日常的な出来事であれば格別、特に印象に残るほど特異な出来事といえない日常的な出来事についてすら同様であって」

「そのため、一面において、真実であるがゆえに迫真性があると評することもできるが、」

「被告Wの証言中には、表現振りから誤解を呼ぶ面があっても、特に客観的証拠と直接抵触し、記憶違いなどという弁明が通用しない部分は見あらず」

と判示している。

しかし、被控訴人Wは上記期間中、帝国リサーチに実際に振込みをしたことはわずか3回だけしかない。加えて、1度あたりの振込額は少ない時でも71万2245円であり、多い時は370万8000円と、いずれも高額であって、かつ盗聴費用という違法行為にまつわる振込みだというのである。こうしたことから、上記3回の振込はいずれも「特異な非日常的な出来事」に外ならず、「たとえ10年以上経た後であっても」記憶違いなどということとはあり得ないことである。

さらに、Wが振込みをした場所が3回とも各銀行の西荻窪支店であり、小金井の支店から帝国リサーチに振込みをしたことなどただの一度もないのである。このような状況で、一度も振込みをしたことのない小金井支店から、振込をしたなどと思い違いをすることはあり得ないことである。被控訴人Wの主張は「記憶違いなどという弁明が通用しない」のであって、故意に事実を反することを述べているのである。

以上の事実を前提にすれば、被控訴人Wは、妙観講本部から、監視役の佐藤と共に小金井駅まで歩き、わざわざ二人で電車に乗って西荻窪へ行って、そこで銀行振込を行ったことになり、極めて不合理な話となる。

何故、Wがこのような不自然な供述を行なったのかというと、まず妙観講の本部は、昭和59年以来、小金井市にあり、これが西荻窪に移転するのは平成3年10月のこと（甲138・47頁）である。

一方、被控訴人Wは、移転前の9月いっぱいまで暁鐘編集室を退職しており、西荻窪の新本部内の編集室には全く勤務していない。

このため被控訴人Wは、帝国リサーチへ振り込むための金を受け取った場所は全て小金井の妙観講本部であった、と述べてしまったのである。

一方、被控訴人Wは、平成3年5月以降、西荻窪の父親のマンションに居住しており(同・46頁)、実際に帝国リサーチへの3件の振込が実行された銀行は、いずれも、被控訴人Wの居住する西荻窪のマンションに程近い銀行だったのである。

この振込銀行についての被控訴人Wの供述の虚偽は、盗聴事件に妙観講を巻き込もうとしての意識的な嘘というべきである。

まず、振込銀行の特定及び銀行での振込方法に関しては、当初、被控訴人Wは、梅澤訴訟の準備書面(平成11年3月3日付)においては、

「帝国リサーチへの支払いはその後、(中略)銀行振り込みとなった。訴外佐藤聖子および訴外中林由子のいずれかが妙観講本部近くの銀行から振り込んでいた。」(甲105の4・5頁)

と述べて、振り込みは、被控訴人W以外の者が、妙観講本部(当時・小金井)近くの銀行から振り込んでいたと主張していた。

しかるに、その後、陳述書(平成11年9月30日付)において、

「私は被告帝国リサーチの竹内氏から被告帝国リサーチの銀行口座を聞きました。三和銀行の新宿御苑前支店でした。それからは中林由子から佐藤せい子氏がお金をもらい、佐藤せい子氏が私に付き添って妙観講本部近くの住友銀行小金井支店に振り込みに行くようになりました。なにかの都合で西荻窪駅前の平和相互銀行で振り込んだ記憶もあります。佐藤せい子氏が振り込み用紙に私の名前と金額を書いて、私の印鑑を押し、それを受け取って私が窓口で支払いました。」(甲142,乙ホ14・108頁)と陳述して、振り込みは、訴外「佐藤せい子」がWに付き添って「妙観講本部近くの住友銀行小金井支店」に行って行ない、佐藤せい子が振り込み用紙にWの名前と金額を書いて、それを受け取ったWが窓口で支払った、と変更した。

ところが、その後この点について、尋問(平成11年10月21日)で追求されたところ、被控訴人Wは以下のとおり、次々と供述を変遷させていった。

「平成一一年三月三日付被告準備書面を示す  
一の8,「帝国リサーチへの支払いはその後」「佐藤聖子および」「中林  
のいずれかが妙観講本部」「銀行から振り込んでいた」。

そこに私がいつも同席していることが多かったということです。  
あなたの名前は全然出てこないですよ。

準備書面でしょう。だから陳述書の段階になるまで,過去にあった  
ことを思い起こしながら,記憶喚起しながら書いてますから,そん  
なに頭がいいほうじゃないもんですから,私もと,妙観講員だった,  
後から思い出すということもあるわけですよ。」(甲118・10  
2頁)

「銀行振り込みに変わったときのやり方ですけども,実際にはどうい  
うふうにやったんですか。もう一度言ってください。

佐藤せい子氏に大草氏が。

銀行に行くときからでいいです。

行くときはお金を佐藤せい子氏が持って,そして私は一緒に同行し  
て,そこで印鑑置いてありますから暁鐘編集室に,印鑑使って,私  
が自分で自分の手で名前書いて,佐藤せい子が預かってきたお金  
を,私が払い込む格好で,それをせい子さんが確認して終わるわけ  
です。

ここにはなんと書いてありますか。109ページを読んでください。

『佐藤せい子氏が振り込み用紙に私の名前と金額を書いて』。これ  
はちょっと書き間違いですね。すいません。

『佐藤せい子氏が振り込み用紙に私の名前と金額を書いて,私の印鑑を押  
し』それをあなたが受け取って私が窓口で支払ったと,こう書いてあるで  
しょう。全然違うんですか。

ですから量が多いもんですから間違えてしまいました。

あなたが直接体験しているはずのことでしょう,それをなんでこんなこと  
を書くんですか。

実際に自分で原稿書いて,まとめて友だちにワープロ打ってもら  
う,量が多いですから,次回期日も迫ってますから,一所懸命ワー

プロ打ってもらって、目次というか割り振りもしてもらってやった、一応見たつもりではいますけれども、自分の原稿を確かめるようなわけにいかなかったので見落とししました。

原稿にこう書いてあったんでしょ。

原稿には自分が申し上げた通りのことが書いてあったと思います。なんでこんなふうになるんですか。

印刷するとき間違うときだってありますよ。

あなたの証言の正確性に絡んでくるんで、細かいかもしれませんがお聞きしているわけですけども、書かれていることは全然違うわけですね。

細かい書き間違いはあるでしょう、本質は何も間違っていない。

細かくはないでしょう。」(同・119～121頁)

以上のように、被控訴人Wは帝国リサーチ宛の銀行振込みに際して、どこから送金したのか、誰が同行したのか、振込み手続きはどのように行なったのか等につき次々と供述を変遷させてゆき、終には回答に窮して「友達にワープロ打ってもら」ったから間違えた等と、すぐに嘘とわかる言い逃れをするに至ったのである。

次に被控訴人W(平成12年12月21日)は、

「副講頭の佐藤せい子氏に付き添われて私が銀行に行き、佐藤せい子氏から言われて私が金額と自分の名前を振込用紙に書き、それを私が窓口に出して支払いました。確か、妙観講本部近くの住友銀行小金井支店だと記憶しています。」(甲136・8頁)

と供述し、振込銀行は、住友銀行小金井支店であると供述した。すなわち、妙観講との関連を付けようとして敢えて小金井支店であるとの作り話を述べたのである。

その後、送金場所についての調査報告書(甲155)が証拠として提出され、H訴訟において、追及されると、

「これは、大室俊三弁護士から私あてに送られてきたファックス送付書と調査報告書なんですが、この3枚目の を見ると、『平成3年8月7日の記載について』は、大室弁護士が調査したところ、東海銀行西荻窪支店から振り込みがなされているということなんですね。

はい。

そうすると、今、あなたがお話になった住友銀行小金井支店から、平成3年8月7日にお金が振り込まれたという事実はないんですよね。

銀行で調べたら、東海銀行から振り込まれていたということなら、私の記憶間違いだということです。

そうすると、あなたのご記憶だと、妙観講からお金を受け取って、銀行まで振込に行ったんだというわけでしょう。

そうです。

歩いて行ったのか、電車で行ったのか、どちらですか。

西荻窪でしたら、電車です。

なぜ小金井の妙観講本部から、西荻窪まで振込に行かなければいけないんですか。

それは佐藤せい子氏が決めたことなんでしょう。

あなたのお話だと、平成3年に鶴ヶ島のマンションに引っ越したんだということでしたね。

はい。3年の暮れです。

そのころには、西荻にある両親のマンションで暮らすことが多かったんだという話をしていましたよね。

通うことはありました。」

「平成3年8月7日の70万円と少しの振込と、平成3年12月12日の370万8000円の振込は、あなたのご自分でなさったとおっしゃるわけですね。

同伴です。

最初の振込は平成3年8月なんですけれども、これは、まだ妙観講の本部が小金井にある時期で、引っ越したのが平成3年の秋口ですから、1回目の平成3年8月の七十数万円は、わざわざ小金井から西荻まで出向いて、そこで振り込んだというあなたの記憶なんですか。

はい。

それは間違いはないですか。

間違いありません。」（甲138・56～58頁）



弁護士の調査によって、当初被控訴人Wが陳述していた小金井の銀行からではなく、当時Wの両親が居住し、W自身も居住していたと認められる西荻窪の銀行にて振込があったことを追及されるや否や、記憶違いであったと証言し、なおかつ自身の都合で銀行を選んだのではないとか、間違いなく小金井から西荻窪まで出向いて振り込んだことを記憶している、と証言したのである。

上述したように、Wが帝国リサーチに対して振込みをしたことはわずか3回限りのことであり、いずれも西荻窪からの振込である。Wは小金井から帝国リサーチに振込みをしたことなど一度もないのであり、小金井から振込みをしたとの記憶違いをすることなどおよそあり得ないことである。

しかし被控訴人Wは、このわずか三ヵ月後の二度目の証言においては、次のように述べる。

「あなたは、前回、銀行の預金元帳を見ながら、平成3年12月12日に支払われている370万8000円というお金は、帝国リサーチに対する年会費の支払いであるというふうにご証言されたのではないですか。

ちょっと、今は分かりません。

前回、どういうふうにご証言されたか、ご記憶されてないですか。

今、ちょっとすぐに思い出せないの...。

前回、そういうふうにご証言されているんだけど、覚えていないんですね。

ちょっと、今、失念しました。

平成3年12月12日に、あなたは金370万8000円を、帝国リサーチに振込みに行ったことがありますか。

帝国リサーチあてに送ったという記憶はありますけれども。

何銀行の何支店から振り込まれましたか。

それは、ちょっと明確には覚えていません。

歩いて行きましたか。電車に乗って行きましたか。

銀行の振込みというのは、佐藤せい子さんと何回も行ったので、そのときどういう方法で行ったのかまでは明確に覚えてないです。」(甲139・41～42頁)

このように、数十年前の出来事を、まるで昨日のこのように詳細に語ってみせる被控訴人Wが、わずか3ヶ月前の証言を「失念」したと言って、振込銀

行に対する反対尋問を逃れようとしたのである。3ヶ月前の自身の証言を「失念」したと言い切るのは、従前からの被控訴人Wの供述内容が、明らかな虚偽であることを示すものである。

さらには、

「振り込んだのは、何銀行の何支店ですか。

銀行の名前は明確には覚えていませんが、幾つかの銀行を使ったので、今、特定はできません。

小金井にある支店なのか、西荻にある支店なのかどちらですか。

両方使っていたので、そのときにどれを使ったのか覚えておりません。」(同、5頁)

弁護士の調査によって、「W」名義での振り込みは3件しかなく、しかも3件とも西荻窪にある支店であったとの客観的証拠を突きつけられながらも、なおも苦し紛れに、「両方使っていた」などと子供騙しのような証言を言っていたのである。

(3) これら被控訴人Wの陳述及び供述を踏まえ、

梅澤訴訟控訴審判決(平成15年3月19日)は、ほぼ同時期に審理されたH訴訟での被控訴人W証言に関して、

「被控訴人Wは、上記銀行振込に関して、『被控訴人帝国リサーチに対する支払は、ある時から銀行振込になりました。振込は、妙観講本部近くの住友銀行小金井支店から行いました。何かの都合で、西荻窪の平和相互銀行から振り込んだ記憶もあります。佐藤せい子とともに銀行まで行き、佐藤せい子が振込依頼書に私の名前を記載し、私の印鑑を押し、私が窓口に行って振り込みました』と陳述する(乙八1【本件甲142,乙ホ14】)。しかしながら、他方、乙口116の1によれば、被控訴人Wは、東京地方裁判所平成11年(ワ)第28206号事件(以下「別件訴訟」という。)において、被控訴人帝国リサーチに対する支払は、『基本的に最初は現金で渡すことが多かったのが、段々、振込ということが増えてきたというふうに言っているわけです。ほかに現金で渡したこともあったかもしれませんが』と上記陳述と意味合いの異なる供述をし、また、振込依頼書の記入についても、陳述書(乙八1【本件甲142,乙ホ14】)においては佐藤せい

子が行ったとしながら，原審本人尋問においては，自分自身が行った旨供述しているなど，その陳述内容を変遷させていること，また，乙口113及び114【**本件甲148及び甲155，乙八7**】によれば，被控訴人Wから被控訴人帝国リサーチに対する銀行振込は，東海銀行，さくら銀行及び富士銀行の各西荻窪支店（銀行の各商号はいずれも当時のものである。）から行われているところ，乙口116の1【**本件甲138**】によれば，第1回目の振込日である平成3年8月7日当時，妙観講の本部の所在は小金井であり，他方，当時被控訴人Wは西荻窪に父親と居住していたことが認められ，更に，乙口54【**本件甲149，乙ホ106**】によれば，第3回目の振込み日である平成4年2月25日には，被控訴人Wが妙観講から除名処分を受けたことが認められ，以上の事実を照らすと，上記各振込について，妙観講が被控訴人大草の指示の下に関与していたとは考え難く，むしろ被控訴人W個人において振込を行ったものと見るのが自然であるというべきであり，したがって，被控訴人大草の指示の下に上記各銀行振込を行った旨の被控訴人Wの上記陳述は，これを信用することが困難というほかない。」（甲24・14頁）

と判示したのである。

またH訴訟一審判決では，

「Wは，当初別件事件において提出した陳述書（甲3【**本件甲142，乙ホ14**】）において，本件盗聴費用を『被告大草が中林由子にお金を出すように命じ，副講頭の佐藤せい子に付き添われてWが銀行に行き，佐藤せい子が金額とWの名前を書いた振込用紙をWが窓口に出して支払った。この時も妙観講本部近くの住友銀行小金井支店だったと記憶している。』旨陳述し（甲3の166頁【**本件甲142，乙ホ14・166頁**】），本件で提出した陳述書でも『確か妙観講本部近くの住友銀行小金井支店だったと記憶しています。』と述べる（甲22の8頁【**本件甲136・8頁**】）

しかしながら，この陳述は，前記認定のとおり，W名義の振込みが3回とも各銀行の西荻窪支店から行われており，妙観講本部近くの小金井支店から振り込まれたことは一度もない点と明らかに矛盾すること，証拠によれば，第1回目の振込み日である平成3年8月7日当時，妙観講の本部の

所在地は小金井であり(乙口88【本件甲73】), 他方, 当時Wは西荻窪に父親と居住していたことが認められるところ(証人W。以下, 尋問調書又はその頁数で特定する場合には, 平成13年12月4日に施行された証人Wの尋問調書については『証人W』, 平成14年3月5日に施行されたものは『証人W』とする。), 小金井の妙観講で中林由子から振込金を受け取ったWと佐藤せい子がわざわざ電車を利用して, 西荻窪支店まで振込みに行くのは不自然であること, 加えて, Wの陳述は, 当初振込依頼書に名前を記載したのは佐藤せい子である旨陳述しながら(甲3の109頁【本件甲142, 乙ホ14・109頁】), その後, 別件訴訟や本件訴訟における尋問では, いずれの場合もあった, W自身が書いたなどと述べ(乙口78の2の23頁【本件甲135・23頁】), 証人W 25頁【本件甲138・25頁】), 供述を変遷させていることなどに照らせば, 被告大草の指示で各銀行振込を行った旨の前記Wの陳述は採用することができない。そして3回の振込がいずれも小金井ではなく, Wの住居に近い西荻窪で行われている事実からすれば, むしろW個人において各振込みを行ったのではないかとの疑念は払拭しきれない。」(甲25・19頁)

と判示した。

- (4) このように上記, 別件二つの判決が, 被控訴人W供述を不採用と認定した大きな根拠の一つが, 当初, 梅澤訴訟の際に被控訴人Wが供述した, 小金井の銀行からの振込ではなく, 実際は西荻窪からの振込であったという事実であった。

にもかかわらず, 原判決は98頁の「8 被告Wの供述(9)被告Wの供述の特徴, 信用性」の中で, 「被告Wの証言中には, 表現振りから誤解を呼ぶ面があっても, 特に客観的証拠と直接抵触し, 記憶違いなどという弁明が通用しない部分は見あたらず」などと認定している。

盗聴費用の振り込みという, 極めて非日常的な出来事として, 本人が忘れることが出来ずにいるであろう記憶について, それを振り込んだ場所を供述ないし証言するにあたって, 本当は西荻窪であったのを小金井であるとはっきり主張しておきながら, 客観的な証拠を突きつけられたとたん, 次々と変遷させていったWの供述ないし証言は, 「表現振りから誤解を呼ぶ面」だけで片付けることが出来ない, 重大な虚偽であると断定できる。また銀行より取り寄せた預金取引明細書(甲

148, 乙八7)からすれば, W証言は, 「客観的証拠と直接抵触し, 記憶違いなどという弁明が通用しない部分」であることは間違いないのである。

それを, 原判決では, 振込日と振込金額のみを「その他の客観的証拠とその意味」として記載し, 振込み場所については記載すらしていない(51頁)。

これは, あまりにも偏向した判決といわざるを得ないのである。

(5) 原判決は,

「原告らは, 盗聴費用の帝国リサーチに対する支払方法に関する被告Wの供述が変遷していることを指摘し, 被告Wの供述が虚偽であると主張する。なるほど, 被告Wの供述中には, 帝国リサーチに対する盗聴費用の支払に関し, 振込手続がされた平成3年ころから10年近くも経ているのに, 振込手続をした銀行支店名まで特定し, 更に手続の際誰が同行したとか, 誰が振込用紙に記載をしたかなどについて, あたかも直前の出来事であるかのごとく特定して供述する部分もあるのであるが, 当該供述部分は, 事柄の性質上, 特異な出来事として永く記憶に残るとは到底考えられない単なる銀行振込手続に関し, 振込用紙をどのように書いたか, 同行者が誰であったなどを明確な記憶に基づくかのように述べるという点で, 信用性を欠くものというべきであるが, そのことは, 被告Wの供述の前記特徴を示す一例であるにすぎず, 故意に事実と異なる事柄を供述して, 自己矛盾を来しているとは認定することができない。」(100頁)

と判示するが, 全くまとはずれな判断と言わざるを得ない。

被控訴人Wは, 盗聴費用の送金という特殊な非日常的な出来事について, 自己の居住していた西荻窪から3回送金した明確な記憶をもっているが, 妙観講との関連性をつけるため, あえて妙観講本部のあった小金井から送金したと述べたのであり, 「故意に事実と異なる事柄を供述」したのである。

(6) 原判決は, 以上のようなWの供述中の重要な部分の矛盾, 変遷につき,

「被告Wの証言中には, 表現振りから誤解を呼ぶ面があっても, 特に客観的証拠と直接抵触し, 記憶違いなどという弁明が通用しない部分は見あたらず, むしろ, 基本的な話の筋は一貫しており, 供述の本質的部分, 基本的骨格においては, 一貫しているといえることができる」(98頁)

「帝国リサーチに対する支払の手順, 方法等, 被告Wの主張, 供述には, 客

観的事実との相違点や変遷があることが認められるが、被告Wの供述の前記特徴からすると、ときどきに説明振りや表現が異なったりしたことが、当該供述が全面的に虚偽であることを示すと断ずることは困難である」（99頁）

等と判示し、ことさらに被控訴人Wの供述に信憑性があるとの判断を導いている。

しかし、被控訴人W供述の「本質的部分」「基本的骨格」とは、控訴人大草が盗聴に関与したという抽象的な命題を具体的に裏付ける事柄に関する供述部分である。控訴人大草が盗聴費用を負担したとの事実及び、これを基礎づける重要な間接事実は、まさに同人が盗聴に関与したことを具体的に裏付ける事柄であって、これに関する被控訴人Wの供述は、その「本質的部分」「基本的骨格」であるはずである。

そして、こうした被控訴人Wの供述の「本質的部分」「基本的骨格」は、終始変転を重ねてまったく一貫していない。また、こうした部分の被控訴人Wの供述は、客観的証拠とまったく符合していないし、記憶違いなどという弁明はまったく成り立つ余地がない。

まず、被控訴人Wが盗聴費用を振込んだ場所がどこであるかは被控訴人Wの供述の「本質的部分」であり、「基本的骨格」である。

この点について被控訴人Wは、当初小金井から振り込んでいた旨供述していた。そして、このようなWの供述は、振り込んだ場所を妙観講本部の所在地である小金井とすることにより、盗聴と大草を結びつける点において、Wの供述の「本質的部分」「基本的骨格」なのである。そして、この部分に関するWの供述は、調査囑託に対する三和銀行からの回答という客観的証拠に正面から抵触するものであって、全く信憑性がないものである。

そして、上記Wの供述は、客観的証拠をつきつけられ、突如西荻窪であったと変遷したものであるが、Wは一度も小金井から振込みをしたことなどないのだから、振込場所が西荻窪ではなく、小金井であったなどと思い違いをすることなどはあり得ない。

ましてWによれば、佐藤せい子と共に小金井から西荻窪まで、70万余円から300万余円もの大金を持って電車に乗って振込みに行ったと言うのであ

るから、そのような事実を忘れるはずがない。

かかる不合理な変遷によって、W供述の「本質的部分」、**「基本的骨格」**は崩壊したと言ってよい。

## 6 平成3年5月号「妙観」等

(1) 原判決は、「被告Hに対する帝国リサーチによる盗聴とその客観的証拠」として、

「平成3年5月号『妙観』(【甲156】乙ホ第84号証)

野崎勲創価学会副会長と中野毅の顔写真入りで、『はがれ落ちた「地涌」の仮面』、『創価学会“宗門対策室”の邪悪な蠢動』と題する記事が掲載されている。その記載内容は、上記盗聴結果との間に対応性があり、盗聴結果を反映したものとみる余地が十分ある。」(49頁)

と理由を示すことなく断定し、さらに

「妙観講理事会から創価学会池田大作名誉会長に対する質問状(【甲157】乙八第39号証、乙ホ第88号証。平成3年7月22日付『妙観』)

『貴殿直属の第一庶務』に中野毅が入り浸っている旨の記載がある。これも、上記盗聴結果との間に対応性があり、盗聴結果を反映したものとみる余地が十分ある。」(同頁)

とやはり理由を示すことなく断定している。

しかし、これは原審裁判所の不当な予断と偏見にすぎず、客観的証拠に照らしてこのようなことは言えず、むしろこの平成3年5・7月の「妙観」は、控訴人大草が盗聴の結果を知らなかったことを端的に示すものなのであって、H訴訟一審判決が詳細に審理し、盗聴結果を反映したものなどと言えないと結論付けた点なのである。

(2) そもそも「妙観」が盗聴結果を反映させているとの主張は、梅澤訴訟で被控訴人Wが主張してきたことである(「H宅の電話盗聴は成功し、私は帝国リサーチにほとんど毎日、盗聴テープ(乙八第二一号証の一～乙八第二九号証の二【**本件甲96の1ないし104の2**】)を取りに行きました。」(甲142、乙ホ14・一六四頁)、盗聴結果から「被告大草氏は、『妙観』の七八号(甲第四〇号証の3【**本件甲156、乙ホ84**】)で、『はがれ落ちた「地涌」の仮面』として、中

野毅氏を『地涌』発行の中心者と特定する記事を掲載させました」(同・一六五頁)。

しかし、控訴人大草から、「妙観」(甲156,乙ホ84)の記事は、すでに発行されている「暁鐘」5月号(甲158,乙ニ60)からの転載記事で、この「暁鐘」は5月10日までに編集を完了しており、5月10日から17日まで行なったというH宅の盗聴結果を盛り込むことなどできないことを、二度、提出した大草陳述書(甲159,乙ホ41・84~86頁,甲160,乙ホ42・114頁)で反論し、さらに客観的証拠として、入稿日に関して、(株)きうちいんさつから上申書(甲161の1)と請求書(甲161の2)を提出し、あり得ないことを立証した。

(3)すると、被控訴人Hらは、「妙観」第78号に掲載した野崎勲・中野毅の顔写真に付いているキャプションが「暁鐘」5月号には見られなかった電話盗聴の反映部分であり、また「妙観」第80号(甲157,乙八39,乙ホ88)記載の質問状中における人物取り違えが電話盗聴のために生じたものである、との主張をしてきた。この点については、H訴訟一審判決が最もよく証拠を精査検討しているので、長文になるが、以下に引用する。

「(2)盗聴結果の機関誌への反映について

原告らは、本件盗聴で得られた情報が妙観講発刊にかかる機関誌『妙観』に反映されていることから、被告大草が本件盗聴に関与したことは明らかであると主張する。

しかしながら、この点については、以下に検討するとおり必ずしも本件盗聴について被告大草らの関与を認めるに足りる根拠たり得るものではない。

ア 『妙観』第78号のキャプション掲載について

(ア)原告らは、『妙観』第78号において、野崎の顔写真に『宗門誹謗の総指揮官』とのキャプションが付された記事が掲載されているのは、平成3年5月15日の盗聴の結果の成果である旨主張する。そこで検討するに、証拠によれば、『暁鐘』及び『妙観』は、妙観講内の暁鐘編集室で発行している日蓮正宗関係者向けの機関誌であり、被告大草も上記雑誌の監修等に携わっていること(被告大草本人)、『妙観』第78号(甲18,乙口26【**本件甲156,乙ホ84**】)の本文の記載内容は、基本的には平成3年5



月9日には校正が終了し、同月15日には各読者のもとに向けて発送された『暁鐘』第158号(甲16,乙口24【**本件甲158,乙ニ60**】)と同一であるが、異なる点としては『学会問題特集第三弾』と題し、『暁鐘』第158号にはなかった中野毅,野崎の顔写真が掲載され,中野毅の写真の下には『宗門対策室の中心者』と,野崎の写真の下には『宗門誹謗の総指揮者』というキャプションがそれぞれ付されていること(甲16ないし18【**本件甲158・161・156,乙ニ60・乙ホ84**】,乙口24【**本件甲158,乙ニ60**】,26【**本件甲156,乙ホ84**】,88【**本件甲73**】),平成3年5月15日の本件盗聴テープの反訳書(甲12の22頁【**本件甲102の2・22頁**】)には,Wと原告Hとの会話の中に次の記載があることがそれぞれ認められる。

W 『こう解釈するとね,「聖教新聞の戒壇のね,部分については戒壇の部分については,その分析というのはHさんにあると考えていいんですか。』,

原告H 『分析は...,僕は元になる文章は作りましたけれども,その文章をまとめたの自体は,やっぱり野崎らのグループです。』,

W 『野崎さんですか?』

原告H 『ええ。野崎副会長がそういうことは,ぜんぶ取り仕切ってやりますから。』(中略),

『まっ,頭というか,ある程度の情報提供者であるという,そういうなんて言うんですか,コントロールタワーであることは間違いのないと思いますね。だって,野崎さんが,その面の一応責任者ですからね。』

(イ)そこで,上記『妙観』第78号のキャプションが,本件盗聴テープに基づき記載されたものと認められるか否かにつき検討する。

この点につき,被告大草は,『妙観』第78号において上記キャプションが付された理由は,被告大草が,平成3年3月ころ,暁鐘編集室の電話番をしていたWから,『創価学会副会長であると自称するだみ声の人物から電話があり,その人物が怪文書「地涌」が専ら取り上げている日蓮正宗の歴史等に関して内容的に突っ込んだ問いかけをしてきた。その人物は被告大草と会

ったことがあると述べていた。』旨の報告を受け、その声の特徴や電話の内容から考えて、電話の主は野崎であると断定したことによるものである旨供述する（乙口88【**本件甲73**】、被告大草本人）。そして、このことは、平成3年5月15日の本件盗聴テープ（甲12の19頁、20頁【**本件甲102の2・19～20頁**】）において、Wが原告Hに対し『私が野崎さんと断定したのはね、野崎さんから電話があったからですよ。』、『ダミ声のある声で、ウチの大草とも講頭とも会ったことがあるんですよ。会ったことがある幹部といったら、野崎さんぐらいしかいないか。（中略）で、聞いてきた内容が『地涌』の元になるような内容ばかりで（中略）答えをこちらが用意できるかどうか確認したんでしょう。』と述べていることとも符合すること、この会話が交わされたのが、原告Hが野崎を責任者と指摘する前であることなども併せ考慮すれば、被告大草やWの間では、本件盗聴以前に、野崎が日蓮正宗を誹謗する『地涌』等の中心人物ではないかと推測されていたものと認められる。そうすると、被告大草がこの推測に基づき『妙観』第78号のキャプションを入れた可能性も十分あり、上記（ア）に認定した事実のみをもって直ちに本件盗聴結果が上記『妙観』第78号に反映されたとまでいうことはできない。

イ 『妙観』第80号の人物取り違えの点について

（ア）原告らは『妙観』第80号（甲19【**本件甲157**、**乙八39**、**乙ホ88**】）の中に『中野富美雄』と『中野毅』を混同した記載が存するのは、平成3年5月10日、同月16日の盗聴テープにおいて、原告Hが『第一庶務の中野』なる人物と頻繁に連絡していることから生じたものである旨主張する。そして、証拠によれば、『妙観』第80号（甲19【**本件甲157**、**乙八39**、**乙ホ88**】）には、『池田名誉会長への質問状』の中で、日蓮正宗攻撃のために書かれた創価学会の内部文書である『宗門問題の本質』と題する文書について、『筆者の中野氏といえば、学会本部から何の注意も処分も受けず、今日に至るまで貴殿直属の第一庶務に入り浸っている状況です。』と記載され、また、『この正本堂に関する学会の質問書は、中野毅氏の部下であるH氏が草案したもの』と記載されるなど、その筆者において、『宗門問題の本質』の筆者である中野毅と第一庶務に所属する総合学生部長の中野

とを同一人物と誤解しているかのような記載が存すること（甲19【**本件甲157,乙八39,乙ホ88**】）、『宗門問題の本質』の筆者は、創価大学助教授である中野毅であり、一方、第一庶務の総合学生部長は中野富美雄であって、両者は別人であること（甲45、【**本件甲162,乙八23**】原告H本人）がそれぞれ認められる。

そして、証拠によれば、本件盗聴テープの反訳文中には、原告Hが第一庶務の『中野』としばしば連絡を取り合っている旨の記載が存することがそれぞれ認められるところ（甲10の10頁、13頁【**本件甲96の2・10頁,13頁**】、甲13の3頁、13頁【**本件甲103の2・3頁,13頁**】）、原告Hは、このテープにより、原告Hが中野毅と連絡を取り合っているものとの誤解が生じ、前記『妙観』の記事につながったものであろうと推測する（甲45【**本件甲162,乙八23**】、原告H本人）。

（イ）そこで、上記『妙観』第80号の誤解が、本件盗聴テープに基づき生じたものと認められるか否かにつき検討する。

この点につき、被告大草は、中野毅と中野富美雄を混同したのは、平成3年4月28日、原告Hと法論しに行ったWから、『自分が原告Hと会っている場で、原告Hは、第一庶務にいる中野という人物と電話で話した。』、『法論の途中、中野毅から、原告H宛に「私が行くまで持ちこたえるように」との伝言があった。法論後、駅に向かう途中、中野らしき人物とすれ違った。』等の報告を受けたからである旨供述する（乙ロ88の8頁【**本件甲73**】、被告大草本人）。そして、これに沿う内容を記載したW作成の報告書も存在すること（甲15【**本件甲163,乙八34**】）からすれば、被告大草が、上記報告に基づき、中野毅と中野富美雄を誤解した事態も十分あり得るところである。

そして、一方、平成3年5月16日の盗聴テープの反訳文である甲第13号証【**本件甲103の2**】によれば、『中野』なる人物（中野富美雄と解される。）と原告Hとが盗聴テープの会話の中で、  
中野 『混同しているんですかね？』  
原告H 『なんか混同しているかもしれない。』『中野毅さんと中野さんと』、と述べていることが認められる。

そうすると、この会話部分を見れば、少なくとも『第一庶務の中野』と『創価大学の中野毅』が別人であり、Wが両名を混同していることが簡単に分かるものといえるから、仮に被告大草が上記『妙観』等を発刊するに当たってこの反訳文を読んでいるとすれば、かかる混同をしたまま、上記『妙観』の記事を出すのは不自然である。

この点に関し、原告らは、被告大草は、Wから報告を受けつつ、つまみ食いの盗聴テープの一部を聞いたに過ぎなかったため、かかる事態が生じた旨を主張する。しかしながら、原告Hに強い関心を抱き、自ら盗聴を命じた者が、反訳文に目を通さずに記事に掲載するというのも、やはり不自然であると言わざるを得ない。

以上によれば、『妙観』第80号の記事が、本件盗聴テープに基づいて記載されたものとも認められない。」(甲25・20～24頁)

(4) 以上が、H訴訟の一審判決であるが、控訴人大草が「妙観」等を発刊するにあたり、H宅盗聴テープを聞き、あるいはその反訳文を読んでいたならば、中野毅と中野富美雄を混同したまま「妙観」の記事を出すことは、不自然であり、仮に控訴人大草が自ら盗聴を命じたのであれば、反訳文に目を通さずに記事に掲載するというのも、やはり不自然との、極めて合理的な判決を下しているのである。

にもかかわらず、原判決は、何ら証拠を精査することもなく、理由も示さないまま、「客観的証拠」として、「盗聴結果を反映したものとみる余地が十分ある。」との予断と偏見を示しているものであり、極めて不当な判決であることは明らかである。

また、原判決は、「被告Hが相手を『先生』と呼んでいることが録音されている」(47頁)と摘示しており、ここから被控訴人Hが中野富美雄を「先生」と呼んでいるとして、その会話内容を盗聴した控訴人大草らが、中野を創大助教授の中野毅と錯誤したものと認定しているようである。

だが、実際には被控訴人Hが「先生」と呼んでいるのは、池田大作のことであり、中野富美雄のことではない。被控訴人Hは、池田のスピーチ集「今日より明日へ」の中に、日蓮大聖人を三度目の流罪にしようとしたと、池田が述べたという箇所を探したが、見つからないとの話をしているのである。

「H 以前、ちょっと『聖教新聞』で読んで、今日、出版センターでですね。

「今日より明日へ」の1巻からぜんぶ8巻まで買って、目を通したんですけど見つからないんですね。例の大聖人様を三度目の流罪にしようとしたっていう話ありますよね。

中野 ええ、ありますね。

H 先生、話ありましたよね。

中野 ええ。

H あれいつごろの話でしたっけ。」(甲96の2, 12頁)

この会話中の「先生」は池田を指すことは、盗聴テープの反訳書の前後を読めば、容易に理解しうる内容であり、本件訴訟当事者のすべてがそのように理解していたにも係わらず、原判決は当部分を独自の解釈により誤読することによって、被控訴人らに有利な結論を導き出す理由のひとつとしており、甚だ公平性に欠ける判決であるものといわざるを得ない。

## 7 被控訴人らの真実性・相当性証明の不存在

### (1) 被控訴人Wの主張について真実性の立証がないこと

すでに述べたように、控訴人大草が盗聴に関与したとの被控訴人Wの供述・主張は、桑原録音テープの内容という客観的証拠と明らかに矛盾齟齬を来たしている。

また、帝国リサーチからの請求書等は全く同じ日付のものが三通も存在している上、各々の金額が異なっていて、およそ被控訴人Wの供述を補強する客観的証拠たり得ない。

さらに被控訴人Wは、大草と盗聴を結びつけるに際し、その供述の本質的部分・基本的骨格である帝国リサーチへの送金場所が小金井であったとの供述を撤回してしまっており、この供述の変遷は、到底、「記憶違い」などという弁明が通用するような変遷ではない。Wの供述は、基本的な話の筋においてすら一貫しておらず、明らかに虚偽を述べているのである。

さらに、『妙観』の平成3年5月号及び7月号に盗聴の結果が反映していないことは、同『妙観』と盗聴テープの内容に照らして明らかである。

このように、Wの供述に真実性がないことは、原審における数々の客観的証拠に照らして明らかである。

ちなみに、原判決自身、Wの供述が真実であるなどという判示はしていない上、  
「本件全証拠によっても、本件盗聴が被告W独自の行為であったのか、原告大草の指示によって行われたのかは、遂に確定し得ないというべきであり」  
(同頁)

と、被控訴人Wの供述・主張について、真実性が証明されていないことを判示しているのである。

## (2) 被控訴人W以外の被控訴人らの真実性及び相当性の証明の欠如

上述したように、被控訴人Wの供述について何ら真実性の証明は認められないのであり、被控訴人W以外の各被控訴人らについても同様に真実性の証明は認められない。

従って、被控訴人W以外の各被控訴人らについて問題となるのは、各被控訴人らに「真実と信じたことについて相当の理由がある」と言えるか否かである。

この点につき、原判決は

「被告第三文明社、被告創価学会、被告報恩社、被告Hによる各記事の執筆又は掲載等の当時、原告らが上記盗聴に關与したと疑われるのはやむを得ない客観的資料が揃っており、被告Wその他の者からの取材等を含めて、上記疑いを補強する資料が相当数あったことからすると、上記各被告が原告らが盗聴に關与していると信じて各記事を執筆又は掲載等した行為は、真実と信ずるにつき相当な理由に基づくものというべきであり、違法性を欠くと解するのが相当である。」(120頁)

と認定判断している。

しかし、すでに述べたように、控訴人大草と各電話盗聴を関連付ける証拠は被控訴人Wの供述の外には全くなく、客観的資料というに値するものは存しない。また被控訴人Wの供述・主張には一切真実性の立証がなされていない。原判決は、「被告Wその他の者からの取材等を含めて」と述べるが、被控訴人Wの話以外に情報源はないのである。

加えて、各被控訴人における相当性の有無は、記事掲載時に入手していたものに限られるのであるから、このことを併せて勘案すると、被控訴人らの記事は、被控訴人Wの発言に何の疑問も持たずに作成、頒布されたものであり、何の相当性もない。

さらに、原判決は上記認定部分に続けて、

「上記各被告は、原告ら、帝国リサーチ、日蓮正宗大石寺に対する反対取材をしていないが、原告らも帝国リサーチも、当時既に『妙観』等で盗聴への関与を全面的に否定する反論をしており、その後の本件訴訟を含む訴訟の経過をみても、同じ立場で反論を続けている状況であるから、これらの取材を試してみても、上記各被告の認識、判断が異なると解する余地はなく、これらの直接の取材をしなかったことが上記相当性の判断を左右するものではない。」

と判示しているが、全くの暴論である。そもそも、帝国リサーチ代表のFがインタビューに答えているのは、有志の作る新聞『慧妙』の紙上(甲164・165, 乙口28・29, 乙八19・20,)であって、妙観講の機関紙『妙観』ではなく、判決は全く客観的証拠を誤認している。控訴人大草も同妙観講も、当時「盗聴への関与を全面的に否定する反論」などしていないのである。

結局被控訴人らは、控訴人がどのように合理的な弁明をするか等、一切構うことなく本件各記事を作成・頒布したものである。このような取材姿勢・報道姿勢に何らの相当性も認められない。

(3) さらに、原判決は被控訴人らの共同不法行為の成否について、

「原告らは、主位的請求として被告らの共謀による共同不法行為を主張するが、本件全証拠によっても被告らが原告らの名誉を棄損しようとして真実でない事実を捏造することを共謀した事実は、これを認めることができないから、原告の主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく、失当である。」(118頁)

と認定判断するが、何ら共同不法行為の成立を否定する理由となっていない。

本件各名誉棄損記事が掲載されるについて、被控訴人Wから被控訴人創価学会・聖教新聞社職員、被控訴人Hや、被控訴人報恩社代表Kに情報提供があり、このことが起序となって各名誉棄損報道がなされたことは、当事者間に争いのない事実である。

従って、本件において問題となるのは、各被控訴人間の共謀の有無だけでなく、各被控訴人間に客観的関連共同性があったか否かである。

にも拘らず、原判決はこの点について何ら判断を示すことなく控訴人の請求を排

斥しており，明らかに不当である。

## 第5 被控訴人Wの名譽毀損発言と消滅時効の起算点

### 1 被控訴人創価学会及び被控訴人第三文明の継続的不法行為

- (1) 控訴人は，原審における平成15年11月27日付準備書面(4)8頁以下で，控訴人大草に対する名譽毀損は，被控訴人らの共同不法行為であり，かつ，継続的不法行為であるから，このような継続的な共同不法行為が止んだ時が時効の起算点であると主張した。
- (2) また，被控訴人創価学会や同第三文明の名譽毀損行為は各被控訴人毎の単独の不法行為であっても，反覆継続してなされているから各々の継続的不法行為の止んだ時が時効の起算点である(原審での平成15年8月6日付準備書面(3))。
- (3) この理は，被控訴人Wにおいても当然にあてはまる。

被控訴人らは，平成7年11月，12月頃をはじめとして平成8年2月に被控訴人H，同創価学会に対して控訴人大草が盗聴に関与した旨述べ，平成9年8月，9月，平成11年9月3日にKに対して同趣旨のことを述べ，その後も本件訴訟に至るも依然として控訴人大草が盗聴に関与した旨述べ続けているのだから，被控訴人らの不法行為責任は時効によって消滅することはない。

### 2 控訴人が，被控訴人Wの加害行為を知った時期

- (1) 仮に被控訴人各々の名譽毀損行為が継続的不法行為ではなく，各々単独の不法行為であると評価された場合であっても，被控訴人Wの不法行為責任は時効によって消滅するものではない。

不法行為の損害賠償請求権は，被害者等が「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」から3年で消滅時効にかかるが(民法724条)，ここに「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」とはいかなる場合をいうかが問題となるからである。この点については，最2小判昭和48年11月16日(判時633号1頁)が，「民法724条にいう『加害者ヲ知りタル時』とは，…加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに，その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であ」とし，賠償請求可能な程度の現実の認識を要するとしている。



(2) 控訴人らは、原審における被控訴人報恩社の平成15年8月12日付準備書面(3)で、はじめて創価新報等の名誉毀損記事の情報提供者が被控訴人Wであることを知った。その後、被控訴人創価学会は同年8月13日付準備書面で同趣旨の事実を認め、被控訴人Hは平成16年3月19日付準備書面で同趣旨の事実を認めた。

即ち、上記書面によって被控訴人Hは、被控訴人創価学会の職員であり、平成3年頃、被控訴人Wと知り合い「互いに貴重な情報源」として関係をもつようになったこと、平成5年5月に得た情報をもとに、控訴人妙観講関係の記事について「創価新報紙上に掲載する原稿を執筆していた」ことを知ったのである(原審における被控訴人創価学会準備書面(3)2頁)。

また、両名はそのような関係にあったところ、被控訴人Hは、平成8年2月、被控訴人Wから、「帝国リサーチ関係の資料(帝国リサーチのW宛請求書や領収書、特殊調査の料金表等の写し)と録音テープ9本を含む多数の資料を入手した」というのである(同頁)。

また、被控訴人Hは、被控訴人Wから話を聞き、控訴人大草に対する誹謗中傷攻撃の材料として日蓮正宗の役僧に対する盗聴行為を行ったとの記事を、「創価新報の宗門関係の記事のキャップである木村芳孝」と相談し最終的なチェックを得たうえで「創価新報」に掲載した(平成8年2月21日号・甲5、同年3月6日号・甲6、同年3月20日号・甲7、同年5月15日号・甲8)というのである。

以上の次第であるから、被控訴人Wが創価新報に対して、控訴人大草が盗聴に関与したとの情報提供をしたことは、本訴に至って初めてわかったことである。この点についての被控訴人Wの名誉毀損は時効にかからない。

(3) さらに、原審のその後の審理で上記準備書面の記載は被控訴人間で日にちを調整して主張したものであることが判明した。

平成17年6月29日に行われた被控訴人Hの尋問により、被控訴人Wが、被控訴人Hに情報提供したのは、準備書面で主張した平成8年2月より前の平成7年11月か12月のことであること、その頃、被控訴人Wは、創価学会員や法華講員、不特定多数に対して控訴人大草が盗聴に関与したとあちらこちらで話していたことが判明した。

(4) 以上のことから、控訴人が「地涌選集」及び「創価新報」「聖教新聞」の情報源が被控訴人Wであったことを知ったのは被控訴人らの本件訴訟活動を通じてのことであるから、これら被控訴人の不法行為の時効の起算点は本件訴訟の終了時である。

以 上